

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	トヨタ自動車株式会社			コード	7203
提出日	2026/5/29	異動（予定）日	2026/6/17		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	岡本 薫明	社外取締役	○														○		有
2	藤沢 久美	社外取締役	○															○	有
3	George Olcott	社外取締役	○															○	有
4	大島 眞彦	社外取締役	○															△	有
5	長田 弘己	社外取締役	○															△	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	行政官時代に培われた高い専門性と豊富な知見および、企業監督の経験を活かし、複雑な社会情勢への対応およびコーポレートガバナンス向上への指南役となって当社の企業価値向上に寄与いただくため。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しています。
2	該当なし	起業経験、社外役員、多くの公職等、多様な経験に基づく幅広い知見と人脈から、当社の経営に対して新たな価値創造に向けた指摘と助言をいただくとともに、新たなネットワークづくりへの貢献を通じて、当社の企業価値向上に寄与いただくため。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しています。
3	該当なし	国際的な金融市場での経験と学術研究に基づく企業経営への卓越した見識および、トヨタグループへの高い理解を活かして、グローバルでの事業展開やガバナンス向上への指南役を果たすことで、当社の企業価値向上に寄与いただくため。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しています。
4	大島眞彦氏は、当社と取引関係にある㈱三井住友銀行を、2024年7月に退任しております。また、当社と㈱三井住友銀行との取引関係は、過去3年間の事業年度における借入金額が連結総資産の1%未満です。加えて2026年3月期において、当社は㈱三井住友銀行の持株会社の株式を保有しておりません。また、同行は当社の主要株主の上位10社ではありません。以上のことから、重要性がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	グローバル金融グループの経営者として培われた金融市場の知見やサステナビリティ、IRなどをリードした経験を活かし、持続的成長や資本効率の向上のための指南役を果たすことで、当社の企業価値向上に寄与いただくため。 また、同氏は上記jに該当していましたが、左記のとおり一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しています。
5	当社は長田弘己氏が業務執行者であった㈱中日新聞社と取引関係にありますが、過去3年間の事業年度における取引金額は両社の連結売上高の0.2%未満で、重要性がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	社会・経済・政治・国際情勢など幅広い分野での取材記者経験を通じた幅広い知見とネットワークに基づき、多様なステークホルダーに向けたメッセージ発信の指南役および、監査等委員会が担う組織監査における適確な情報収集・分析での貢献を通じて、当社の企業価値向上に寄与いただくため。 また、同氏は上記jに該当していましたが、左記のとおり一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

＜社外役員の独立性判断基準＞

当社は、会社法で定められた社外役員の要件を満たし、かつ、以下の事項のいずれにも該当しない場合、当該社外役員に独立性があると判断します。

1. 「関係会社所属歴」：現在、当社及び連結子会社の業務執行取締役、監査役、執行役員、従業員である者。又は、過去10年間に於いて、当社及び連結子会社の業務執行取締役、監査役、執行役員、従業員であった者
2. 「主要取引先」：過去3年間の事業年度のいずれかの事業年度において、当社及び連結子会社との間の取引金額が取引先又は当社及び連結子会社の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、従業員又はこれらに相当する者をいう。以下同じ）
3. 「主要借入先」：過去3年間の事業年度のいずれかの事業年度において、当社及び連結子会社の借入金額が当社及び連結子会社の連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者
4. 「多額報酬専門家」：過去3年間の事業年度のいずれかの事業年度において、当社及び連結子会社から直接的に年間120,000米ドルを超える報酬（社外役員としての報酬を除く）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
5. 「多額寄付」：過去3年間の事業年度のいずれかの事業年度において、当社及び連結子会社から年間120,000米ドルを超える寄付を受けている者（団体の場合は所属する者）
6. 「主要株主」：当社が持株比率上位10社以内又は当社の持株比率上位10社である企業等の業務執行者
7. 「関係監査法人」：現在又は過去10年間に於いて、当社及び連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者又は所属していた者
8. 「近親者」：当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な従業員又は上記1から6に該当する者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等以内の親族
9. 「役員相互派遣」：当社及び連結子会社から取締役又は監査役を受け入れている企業の業務執行者
10. 「在任期間」：社外役員としての在任期間が12年を超える者

なお、以上の事項に形式的に該当する場合であっても、会社法上の社外役員の要件を充足しており、かつ、実質的に独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考える場合は、その理由を開示することを条件に独立性があると判断することがあります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。